

第4章 行為の制限

4-1 行為の制限の目的

3-1でも述べたように、景観法の仕組みをつかった景観形成が景観づくりのすべてではありません。また宮田村ではこれまで景観に対する独自の規制などがなかったにもかかわらず、魅力的な景観が維持、継承されてきました。それは顔の見える宮田村に住み、働く人々に一定の共有された感覚や互いへの配慮があったためといえます。しかし近年の社会情勢はこうしたコミュニティの感覚だけでは対応できない出来事や変化をもたらします。そのため、景観に対する影響の大きい建築物、工作物、土地造成などについて、一定規模以上の行為を行う際に、法にもとづいて事前に届け出ることを義務づけ、その内容が宮田村の景観形成の方針に照らして適当であるかをチェックすることで、景観形成を図ることが必要です。

このような法にもとづいた行為の制限は、一見新たな開発を規制し、自由な経済活動を阻害するようにも見えます。しかし、すこし長い目で見れば、今ある宮田村の魅力を継承し、さらに魅力的な景観を形成することが、他所ではなく宮田村で暮らしたい、働きたい、訪れたい、という人々を惹き付けることにつながります。またひとたび宮田を離れた若者が、ふるさとへの思いと愛着をもち続け、さらにはいつか帰りたいと思うためにも、宮田村らしい眺めをきちんと保っておくことが大切です。これこそが、ふるさと宮田の持続的なむらづくりにつながると考えられます。

具体的な制限の内容は次に示しますが、まもるべき基準は「長野県景観育成計画」を参照しながら、宮田村の現状に即した基準を加えています。また基準はその運用の仕方と一体となってはじめて効力を持ちます。コンパクトで規模も小さく人と人のつながりが近い自治体であるからこそ可能な運用、宮田村むらづくり基本条例に沿った協働による運用を前提とした、宮田村ならではの基準とし、丁寧な景観形成のひとつの方策として、行為の制限を行います。

4 - 2 届出対象行為

届出の対象となる行為を、表のように定めます。主たる届出対象となる建築物には、極めて小規模な小屋のようなもの以外の新築、改築物件のほぼ全てが含まれますが、小規模な宮田村では個々の建物が景観に与える影響が大都市などに比べて相対的に大きいこと、また年間の建設数もさほど多くないことから、ひとつひとつを丁寧に検討していきます。

建築などの行為の際に届出が必要となる対象

対象行為	届出対象規模	
建築物の建築等	(1) 新築、増築、改築 又は 移転	・床面積の合計が 10 平方メートルを超えるもの
	(2) 外観の変更、修繕、模様替え又は色彩の変更	・変更に係る面積が 50 平方メートルを超えるもの
工作物の建設等	(3) プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類等 ^{注1)}	・高さ 5 メートルを超えるもの。又は築造面積 20 平方メートルを超えるもの
	(4) 電気供給施設・通信等施設 ^{注2)}	・高さ 8 メートルを超えるもの
	(5) 太陽光発電設備等 ^{注3)}	・発電容量が 10 キロワットを超えるもの。又は面積 100 平方メートルを超えるもの
	(6) その他の工作物	・長さ 10 メートル以上かつ高さ 1.5 メートル以上。又は高さ 5 メートルを超えるもの
(7) 土石の採取又は鉱物の掘採	・面積 300 平方メートルを超えるもの。又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5 メートルを超えるもの	
(8) 土地の形質の変更 ^{注4)}	・面積 300 平方メートルを超えるもの。又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5 メートルを超えるもの	
(9) 屋外における物件の堆積	・堆積の高さ 3 メートルを超えるもの。又は面積 100 平方メートルを超えるもの	
(10) (1)～(6) までの建築物又は工作物の外観における公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠 ^{注5)}	・表示面積 3 平方メートルを超えるもの	
(11) 木竹の伐採 ^{注6)}	・伐採する面積が 300 平方メートルを超えるもの	

注1)プラント類とは、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの。自動車車庫は建築物とされない機械式駐車装置などの自動車車庫の用途に供する施設。貯蔵施設類とは、飼料、肥料、石油、ガスなどを貯蔵する施設。処理施設類とは汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設。

注2)電気供給施設等とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第16号に規定する「電気事業」のための施設または電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信のための施設。

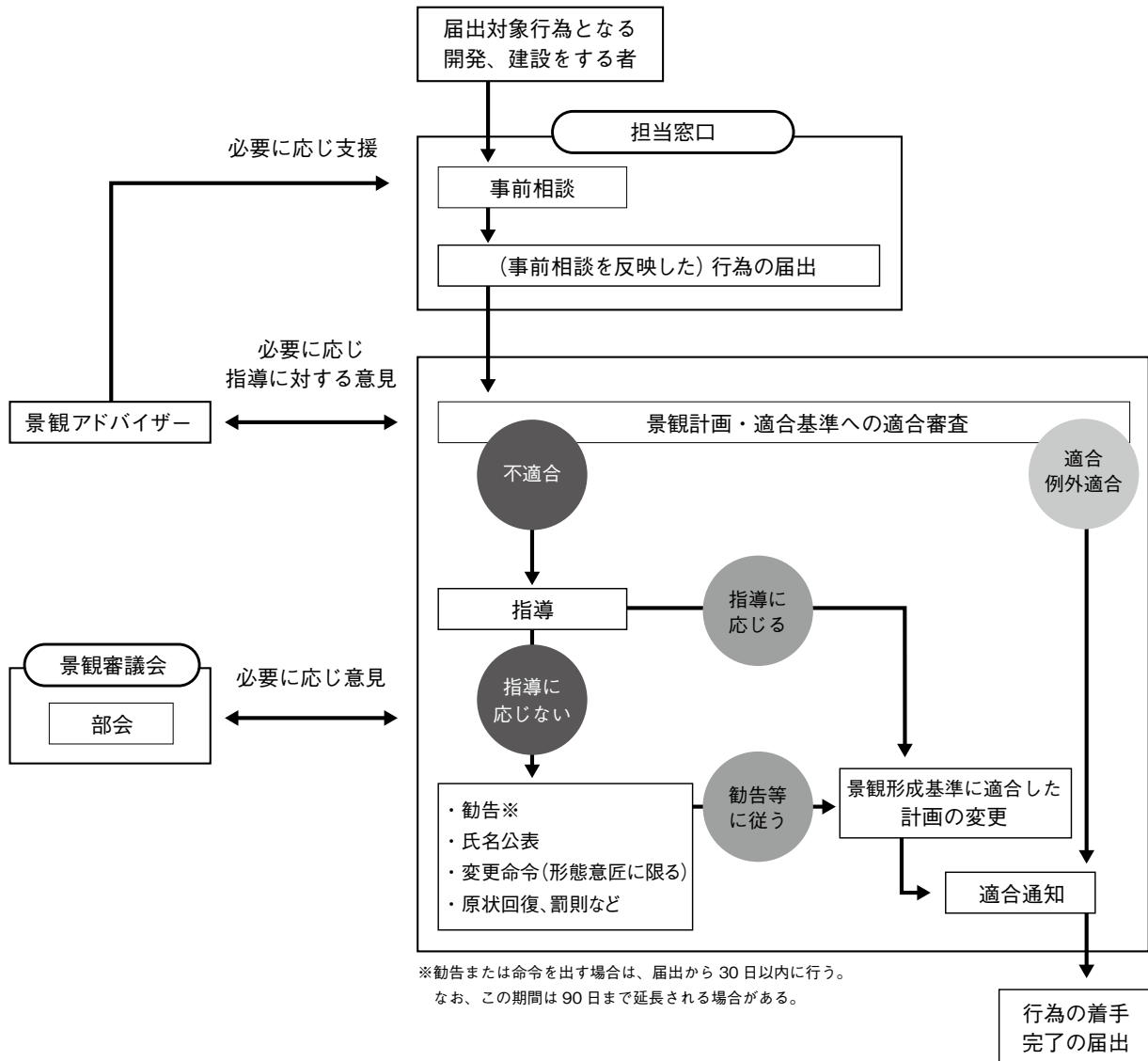
注3)土地に設置されるものおよび建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽熱発電設備も含む

注4)土地の形質の変更とは、都市計画第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更で、土砂の採取または鉱物の掘採をのぞく。

注5)営利を目的としないもの及び当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く

注6)枯損木竹の伐採、間伐等の樹木の保育のために通常行う管理行為は除く

また届出に関する手続きの流れを図に示します。新築や改築などを行う前に、図面等によって建物や工作物の位置、規模、意匠、色彩などを確認し、基準に適合していると判定されてから建設着手が可能となります。よりいっそう景観形成に資するような工夫が期待される場合や、適合の判断が難しい場合などは、景観アドバイザーの助言や、景観審議会での議論を経て、届出をされる方とともによりよい形を模索していきます。



届出対象行為に対する景観形成基準の適合判断の流れ

4 - 3 景観形成基準

届出対象となった行為に対する、景観形成のために満たすべき基準を本節で定めます。

基準は、宮田村全域に共通する基本的な考え方となる事項と、3-2で示した地域区分ごとの景観形成の方針をふまえた事項とがあります。またサブ区域の基準は、当該箇所が含まれる基本区域の基準を適用した上で、さらに配慮すべき事項として定めています。次ページから、区域ごとに示します。

景観形成基準はこうした判定や協議における基準であると同時に、宮田村にふさわしい建築物や工作物などの方向性を示すものです。そのため、ただ基準を機械的に適用するのではなく、3-1に示した景観形成の方針とあわせて、宮田村の目指す景観の価値として、理解、共有されていくよう、議論を深めていくことが大切です。そのために必要な参考資料や手引きなどは順次整えていきます。

① 山岳・森林区域における景観形成基準	
(網かけの基準は全ての区域に共通の事項)	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・宮田村の景観の特徴となっている眺望景観と田園景観の質を高めるため、主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。 ・建築物の建築、工作物の建設等、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、3-1の全体的な方針にもとづき、3-2区域区分ごとの景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとすること。 ・景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置
	道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めること。
	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
	地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
	太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。
規模	<p>周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。具体的には区域ごとに以下のように高さの基準を定める。なお以下の建築物については、景観審議会の審議をへて村長が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(ア) 機能上または公益上必要な建築物</p> <p>(イ) 既存建築物の建替え（本計画施行時に既に高さの基準を超えて立地する建築物で、現在の高さを超えない範囲での建築物の建替え（用途変更しない場合に限る））</p> <p>区域の特徴に照らして、建築物の最高高さを9メートル以下とする。 なお、機能上9メートルをこえる必要があるものについては別途協議を経た上で最高高さを10メートルまで可能とする。</p>
形態・意匠	<p>周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>周辺の山並みと調和する形態とすること。</p> <p>屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並み、樹林との調和に努めること。</p> <p>周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。</p> <p>大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。</p>

建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	形態・意匠	周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
		河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
		非常階段、パイプ等付帯設備、屋上設備、付帯の広告物等は、目隠しを設けたり、繁雑な印象を与えないようにするなどの配慮によって、外観の品格を保つこと。
		太陽光発電設備等を建築物に設置する際は、建築物にあわせて周囲との調和を図ること。
	材料	周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いること。
		反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。
		地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。
	色彩等	外壁面に使用する色は、彩度4以下（推奨値は3以下）とし、N以外で明度8以上の場合は彩度2以下とすること。
		屋根・屋上に使用する色は、彩度6以下（推奨値は4以下）かつ明度4以下とすること。
		使用する色数を少なくするよう努めること。
		太陽光発電設備等のパネルは原則として反射が少なく模様が目立たないもの、色彩は低明度・低彩度とすること。加えて、パネルを建物の屋根や屋上に設置する場合は、屋根の色彩とできるだけなじませること。
		照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。
	敷地の緑化	敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
		周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めること。
		駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
		使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。
		河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。

建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	特定外観意匠*に関する付加基準	配置 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
		規模・形態・意匠 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること
		材料 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする こと。 反射光のある素材を極力使用しないように努めること。
		色彩等 けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然 景観と調和した色調とすること。 使用する色数を少なくするよう努めること。 光源で動きのあるものは、使用しないこと。
開発行為等		大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
		擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。
		敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水路等は極力保全し、活用するよう努めること。
土砂の採取及び鉱物の掘削		周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。
		採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵		物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
		道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
木竹の伐採		段丘、河畔林、里山の隣辺など連続的する樹林の連なりが損なわれる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、できる限り既存の樹木を残す、伐採後の緑化を行う等の配慮によって、樹林の景観的連続性を保つよう努めること。
注) * 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。 (営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く)		

② レクリエーション・観光・生産区域における景観形成基準

(網かけの基準は全ての区域に共通の事項)

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・宮田村の景観の特徴となっている眺望景観と田園景観の質を高めるため、主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。 ・建築物の建築、工作物の建設等、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、3-1の全体的な方針にもとづき、3-2区域区分ごとの景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとすること。 ・景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。 	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置	道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めること。
		隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
		敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や水路がある場合、これを活かせる配置とすること。
		アルプスや西山などへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。
		太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。
規模	<p>周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。具体的には区域ごとに以下のように高さの基準を定める。なお以下の建築物については、景観審議会の審議をへて村長が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(ア) 機能上または公益上必要な建築物</p> <p>(イ) 既存建築物の建替え（本計画施行時に既に高さの基準を超えて立地する建築物で、現在の高さを超えない範囲での建築物の建替え（用途変更しない場合に限る））</p> <p>区域の特徴に照らして、建築物の最高高さを9メートル以下とする。なお、機能上9メートルを超える必要があるものについては別途協議を経た上で最高高さを12メートルまで可能とする。</p> <p>ただし、当区域において、宮田村土地利用計画構想図上で工業系地域に指定されている地域については別途協議を経た上で最高高さを15メートルまで可能とする。</p>	
形態・意匠	周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	
	河畔林との見え隠れに配慮すること。	

建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	形態・意匠	屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並み、樹林との調和に努めること。
		周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。
		大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。
		周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
		河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
		非常階段、パイプ等付帯設備、屋上設備、付帯の広告物等は、目隠しを設けたり、繁雑な印象を与えないようにするなどの配慮によって、外観の品格を保つこと。
		太陽光発電設備等を建築物に設置する際は、建築物にあわせて周囲との調和を図ること。
	材料	周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いること。
		反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。
		地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。
	色彩等	外壁面に使用する色は、彩度4以下（推奨値は3以下）とし、N以外で明度8以上の場合は彩度2以下とすること。
		屋根・屋上に使用する色は、彩度6以下（推奨値は4以下）かつ明度4以下とすること。
		使用する色数を少なくするよう努めること。
		太陽光発電設備等のパネルは原則として反射が少なく模様が目立たないもの、色彩は低明度・低彩度とすること。加えて、パネルを建物の屋根や屋上に設置する場合は、屋根の色彩とできるだけなじませること。
		照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。
	敷地の緑化	敷地境界には河畔林を残し、門、塀等はセットバックして、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
		周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。
		駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
		使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。
		河川・水路等沿いには、樹木・植栽・花などを活用して、水のある景観に配慮すること。

建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	特定外観意匠*に関する付加基準	配置 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
		規模・形態・意匠 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること
		材料 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする こと。 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
		色彩等 けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然 景観と調和した色調とすること。 使用する色数を少なくするよう努めること。 光源で動きのあるものは、使用しないこと。
開発行為等		大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
		擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図る こと。
		敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水路等は極力保全し、活用するよう努 めること。
土砂の採取 及び鉱物の 掘削		周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等 に努めること。
		採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外におけ る物件の集 積又は貯蔵		物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、か つ威圧感のないように積み上げること。
		道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周 辺の景観に調和するよう努めること。
木竹の伐採		段丘、河畔林、里山の隣辺など連続的する樹林の連なりが損なわれる伐採は避 けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、できる限り既存の樹木を残す、伐 採後の緑化を行う等の配慮によって、樹林の景観的連続性を保つよう努めるこ と。
注) * 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。 (営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く)		

③ 工場団地区域における景観形成基準		
(網かけの基準は全ての区域に共通の事項)		
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・宮田村の景観の特徴となっている眺望景観と田園景観の質を高めるため、主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。 ・建築物の建築、工作物の建設等、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、3-1の全体的な方針にもとづき、3-2区域区分ごとの景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとすること。 ・景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。 	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置	<p>道路側に緩衝緑地をとれるように10メートル以上後退するよう努めること。</p> <p>隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p> <p>敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や水路がある場合、これを活かせる配置とすること。</p> <p>アルプスや西山などへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p> <p>太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。</p>
	規模	<p>周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。具体的には区域ごとに以下のように高さの基準を定める。なお以下の建築物については、景観審議会の審議をへて村長が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(ア) 機能上または公益上必要な建築物</p> <p>(イ) 既存建築物の建替え(本計画施行時に既に高さの基準を超えて立地する建築物で、現在の高さを超えない範囲での建築物の建替え(用途変更しない場合に限る))</p> <p>区域の特徴に照らして、建築物の最高高さを9メートル以下とする。なお、機能上9メートルを超える必要があるものについては別途協議を経た上で最高高さを15メートルまで可能とする。</p>
	形態・意匠	<p>周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>周辺の建築物等の形態との調和に努めること。</p> <p>屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並み、樹林、周辺の建築物との調和に努めること。</p> <p>周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努めること。</p>

建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	形態・意匠	大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。
		周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
		河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
		非常階段、パイプ等付帯設備、屋上設備、付帯の広告物等は、目隠しを設けたり、繁雑な印象を与えないようにするなどの配慮によって、外観の品格を保つこと。
		太陽光発電設備等を建築物に設置する際は、建築物にあわせて周囲との調和を図ること。
	材料	周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いること。
		反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。
		地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。
	色彩等	外壁面に使用する色は、彩度4以下（推奨値は3以下）とし、N以外で明度8以上の場合は彩度2以下とすること。
		屋根・屋上に使用する色は、彩度6以下（推奨値は4以下）かつ明度4以下とすること。
		使用する色数を少なくするよう努めること。
		太陽光発電設備等のパネルは原則として反射が少なく模様が目立たないもの、色彩は低明度・低彩度とすること。加えて、パネルを建物の屋根や屋上に設置する場合は、屋根の色彩とできるだけなじませること。
		照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。
	敷地の緑化	敷地境界には緩衝緑地を設け、門、塀等はセットバックして、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
		周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めること。
		駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
		使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。
		河川・水路等沿いには、樹木・植栽・花などを活用して、水のある景観に配慮すること。

建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	特定外観意匠*に関する付加基準	配置 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
		規模・形態・意匠 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること
		材料 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする こと。 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
		色彩等 けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然 景観と調和した色調とすること。 使用する色数を少なくするよう努めること。 光源で動きのあるものは、使用しないこと。
開発行為等	大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。	
	擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図る こと。	
	敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水路等は極力保全し、活用するよう努 めること。	
土砂の採取 及び鉱物の 掘削	周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等 に努めること。	
	採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。	
屋外におけ る物件の集 積又は貯蔵	物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、か つ威圧感のないように積み上げること。	
	道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周 辺の景観に調和するよう努めること。	
木竹の伐採	段丘、河畔林、里山の隣辺など連続的する樹林の連なりが損なわれる伐採は避 けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、できる限り既存の樹木を残す、伐 採後の緑化を行う等の配慮によって、樹林の景観的連続性を保つよう努めるこ と。	
注) * 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。 (営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く)		

④ 町・市街地区域における景観形成基準

(網かけの基準は全ての区域に共通の事項)

<p>共通事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宮田村の景観の特徴となっている眺望景観と田園景観の質を高めるため、主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。 ・建築物の建築、工作物の建設等、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、3-1の全体的な方針にもとづき、3-2区域区分ごとの景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとすること。 ・景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。
<p>建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p>	<p>配置</p> <p>既存の周辺建築物の配置に習い、町並みとしての連続性、統一性を確保すること。 隣接地と協力して、まとまった公共性の高い空間を生み出すよう努めること。 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や水路がある場合、これを活かせる配置とすること。 アルプスや西山などへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。 太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。</p>
	<p>規模</p> <p>周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。具体的には区域ごとに以下のように高さの基準を定める。なお以下の建築物については、景観審議会の審議をへて村長が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(ア) 機能上または公益上必要な建築物 (イ) 既存建築物の建替え（本計画施行時に既に高さの基準を超えて立地する建築物で、現在の高さを超えない範囲での建築物の建替え（用途変更しない場合に限る））</p> <p>区域の特徴に照らして、建築物の最高高さを10メートル以下とする。 なお、機能上10メートルをこえる必要があるものについては別途協議を経た上で最高高さを15メートルまで可能とする。</p>
	<p>形態・意匠</p> <p>周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p>
	<p>周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、樹林、周辺の建築物との調和に努めること。 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。</p>

建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	形態・意匠	大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。
		周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
		河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
		非常階段、パイプ等付帯設備、屋上設備、付帯の広告物等は、目隠しを設けたり、繁雑な印象を与えないようにするなどの配慮によって、外観の品格を保つこと。
		太陽光発電設備等を建築物に設置する際は、建築物にあわせて周囲との調和を図ること。
	材料	周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いること。
		反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。
		地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。
	色彩等	外壁面に使用する色は、彩度4以下（推奨値は3以下）とすること。
		屋根・屋上に使用する色は、彩度6以下かつ明度6以下（推奨値はN以外は4以下）とすること。
		多色使い、アクセント色の使用等の際には、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。
		太陽光発電設備等のパネルは原則として反射が少なく模様が目立たないもの、色彩は低明度・低彩度とすること。加えて、パネルを建物の屋根や屋上に設置する場合は、屋根の色彩とできるだけなじませること。
		照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。
	敷地の緑化	敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
		周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めること。
		駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
		使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。
		河川・水路等沿いには、樹木・植栽・花などを活用して、水のある景観に配慮すること。

建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	特定外観意匠*に関する付加基準	配置 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
		規模・形態・意匠 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること
		材料 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする こと。 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
		色彩等 けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分 配慮すること。 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。
開発行為等		大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
		擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。
		敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水路等は極力保全し、活用するよう努めること。
土砂の採取及び鉱物の掘削		周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。
		採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵		物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
		道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
木竹の伐採		段丘、河畔林、里山の隣辺など連続的する樹林の連なりが損なわれる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、できる限り既存の樹木を残す、伐採後の緑化を行う等の配慮によって、樹林の景観的連続性を保つよう努めること。
注) * 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。 (営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く)		

⑤ 田園区域における景観形成基準		
(網かけの基準は全ての区域に共通の事項)		
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・宮田村の景観の特徴となっている眺望景観と田園景観の質を高めるため、主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。 ・建築物の建築、工作物の建設等、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、3-1の全体的な方針にもとづき、3-2区域区分ごとの景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとすること。 ・景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。 	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置	<p>農地の中に点在する場合は、道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。</p> <p>隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p> <p>敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や水路がある場合、これを活かせる配置とすること。</p> <p>アルプスや西山などへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p> <p>太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。</p>
	規模	<p>周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。具体的には区域ごとに以下のように高さの基準を定める。なお以下の建築物については、景観審議会の審議をへて村長が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(ア) 機能上または公益上必要な建築物</p> <p>(イ) 既存建築物の建替え（本計画施行時に既に高さの基準を超えて立地する建築物で、現在の高さを超えない範囲での建築物の建替え（用途変更しない場合に限る））</p> <p>区域の特徴に照らして、建築物の最高高さを9メートル以下とする。なお、機能上9メートルを超える必要があるものについては別途協議を経た上で最高高さを12メートルまで可能とする。</p> <p>ただし、当区域において、宮田村土地利用計画構想図上で工業系地域に指定されている地域については別途協議を経た上で最高高さを15メートルまで可能とする。</p>
	形態・意匠	<p>周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>背景の山並み及び田園の広がりにも調和する形態とすること。</p>

建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	形態・意匠	屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並み、樹林、周辺の建築物等との調和に努めること。
		周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。
		大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。
		周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
		河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
		非常階段、パイプ等付帯設備、屋上設備、付帯の広告物等は、目隠しを設けたり、繁雑な印象を与えないようにするなどの配慮によって、外観の品格を保つこと。
		太陽光発電設備等を建築物に設置する際は、建築物にあわせて周囲との調和を図ること。
	材料	周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いること。
		反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。
		地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。
	色彩等	外壁面に使用する色は、彩度4以下（推奨値は3以下）とし、N以外で明度8以上の場合は彩度2以下とすること。
		屋根・屋上に使用する色は、彩度6以下（推奨値は4以下）かつ明度4以下とすること。
		使用する色数を少なくするよう努めること。
		太陽光発電設備等のパネルは原則として反射が少なく模様が目立たないもの、色彩は低明度・低彩度とすること。加えて、パネルを建物の屋根や屋上に設置する場合は、屋根の色彩とできるだけなじませること。
		照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。
	敷地の緑化	敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
		周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。
		駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
		使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。
		河川・水路等沿いには、樹木・植栽・花などを活用して、水のある景観に配慮すること。

建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	特定外観意匠*に関する付加基準	配置 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
		規模・形態・意匠 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること
		材料 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする こと。 反射光のある素材を極力使用しないように努めること。
		色彩等 けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然 景観と調和した色調とすること。 使用する色数を少なくするよう努めること。 光源で動きのあるものは、使用しないこと。
開発行為等		大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
		擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。
		敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水路等は極力保全し、活用するよう努めること。
土砂の採取及び鉱物の掘削		周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。
		採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵		物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
		道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
木竹の伐採		段丘、河畔林、里山の隣辺など連続的する樹林の連なりが損なわれる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、できる限り既存の樹木を残す、伐採後の緑化を行う等の配慮によって、樹林の景観的連続性を保つよう努めること。
注) *公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。 (営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く)		

● コラム

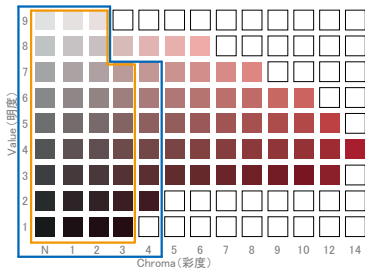
景観形成基準 定性的な基準と数値基準

景観形成基準には、数値で規定するものと、定性的なものがあります。ほとんどが定性的な基準で、宮田村の景観形成には、こうした定性的な基準を皆で理解し、共有しながら、宮田村らしい景観、宮田村にとって大切な景観を阻害しない景観を考えていくことが重要です。一方、数値基準は、建築物などの高さや色彩について示されています。高さの基準が9メートル、10メートルというのは、他市にくらべて一見厳しい値が設定されているように見えますが、宮田村にある現状の建物はほとんどが2階建て以下です。また集合住宅や店舗・工場などは建設される件数が少ないため、建物の機能を勘案し、個別の協議を行うことによって、12メートルや15メートルまで可能とするように、規模の小さい自治体だからこそ可能な景観形成の方法をとっています。

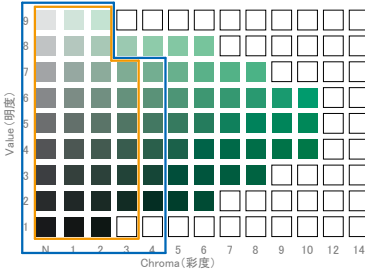
外壁の色彩基準

①山岳・森林区域 ②レクリエーション・観光・生産区域 ③工場団地区域 ⑤田園区域

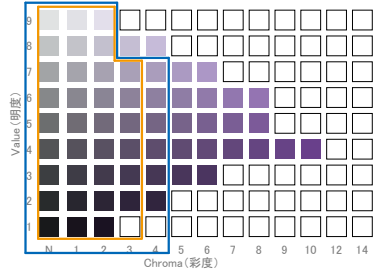
R系の色相



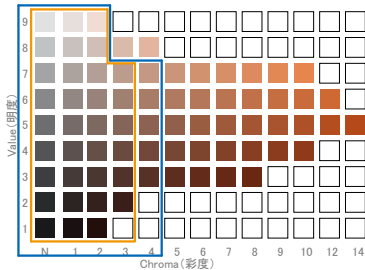
G系の色相



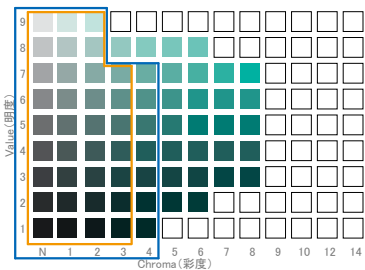
P系の色相



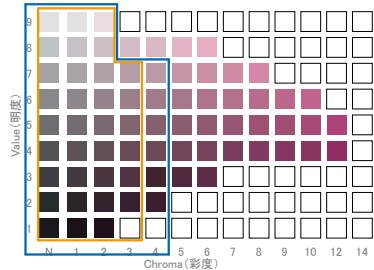
0YR～4.9YR系の色相



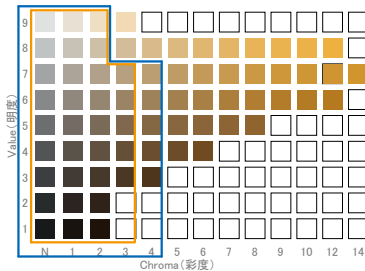
BG系の色相



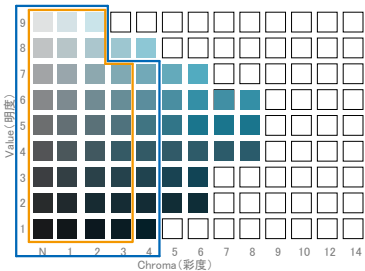
RP系の色相



5YR～5Y系の色相

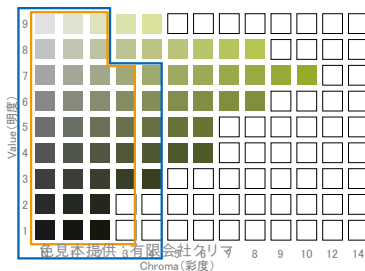


B系の色相

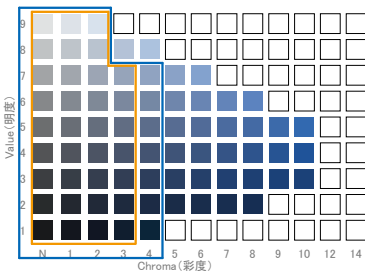


外壁色彩基準
 外壁色彩推奨値

5.1Y～GY系の色相



PB系の色相



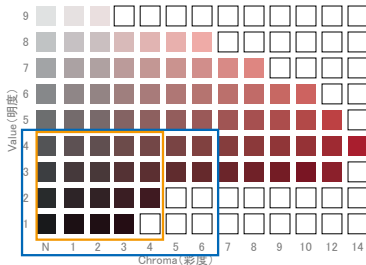
色見本提供：有限会社クリマ

- 外壁の主要な色彩は、上記の基準の枠内の色とする。アクセントとなるごく一部の色彩などについては、別途手引きにて定める。
- 木、自然石、レンガ（タイル状でないもの）、伝統的な土壁や漆喰など、自然素材を用いて、塗料で着色していないものは上記基準を適用しない。
- 印刷の状態によって色が変わるため、本ページの色見本の色でなく、マンセル値によって確認する。また色は面積が大きくなると、明るく、鮮やかに見える（色の面積効果）ため、色見本での選定には注意が必要である。

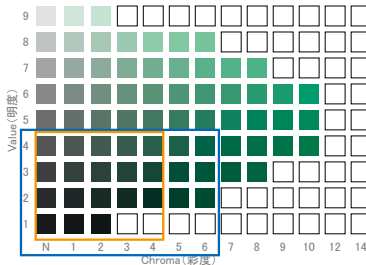
屋根の色彩基準

①山岳・森林区域 ②レクリエーション・観光・生産区域 ③工場団地区域 ⑤田園区域

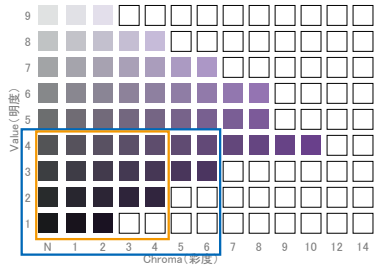
R系の色相



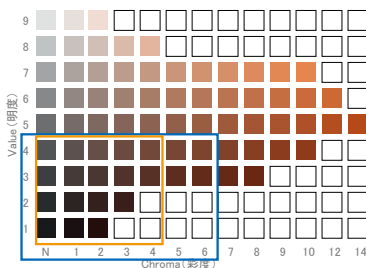
G系の色相



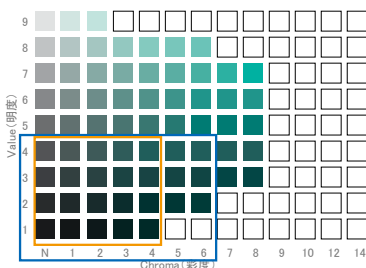
P系の色相



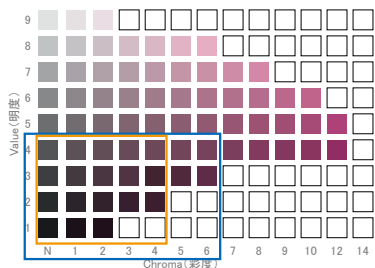
OYR～4.9YR系の色相



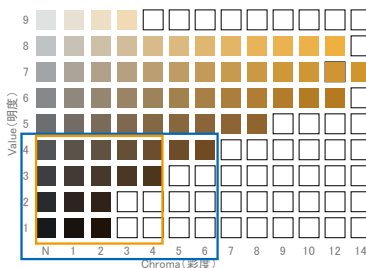
BG系の色相



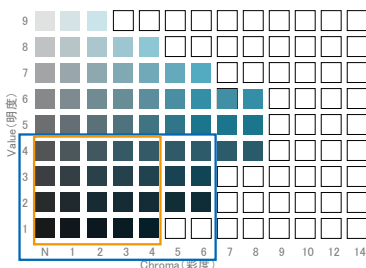
RP系の色相



5YR～5Y系の色相

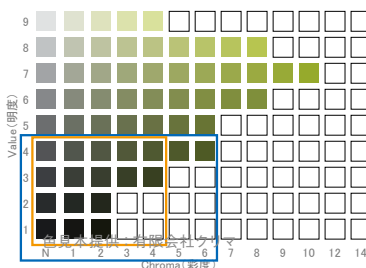


B系の色相

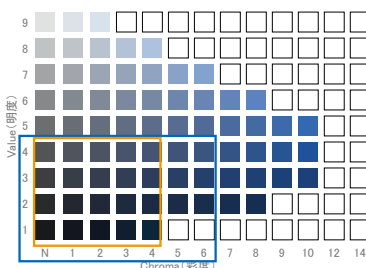


屋根色彩基準
 屋根色彩推奨値

5.1Y～GY系の色相



PB系の色相



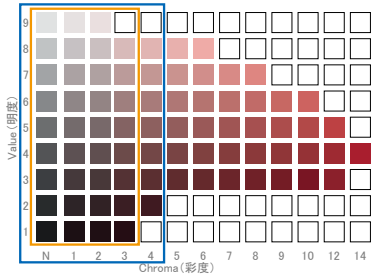
色見本提供：有限会社クリマ

- 屋根の主要な色彩は、上記の基準の枠内の色とする。アクセントとなるごく一部の色彩などについては、別途手引きにて定める。
- 木、茅、自然石など、自然素材を用いて、塗料で着色していないものは上記基準を適用しない。
- 印刷の状態によって色が変わるため、本ページの色見本の色でなく、マンセル値によって確認する。また色は面積が大きくなると、明るく、鮮やかに見える（色の面積効果）ため、色見本での選定には注意が必要である。

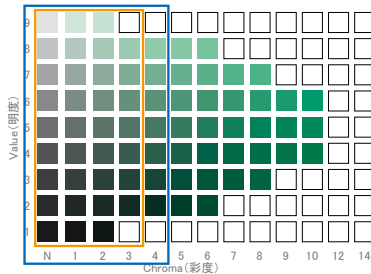
外壁の色彩基準

④町・市街地区域

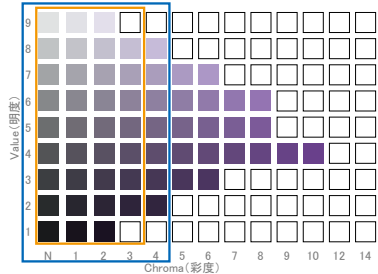
R系の色相



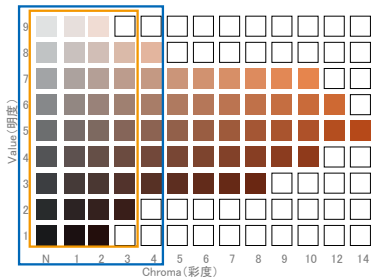
G系の色相



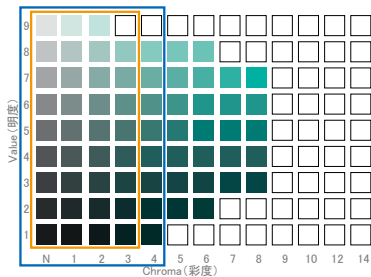
P系の色相



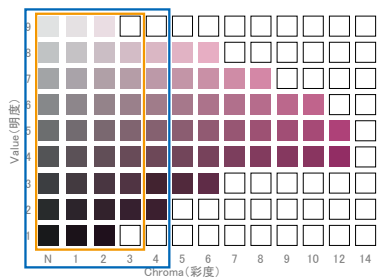
0YR~4.9YR系の色相



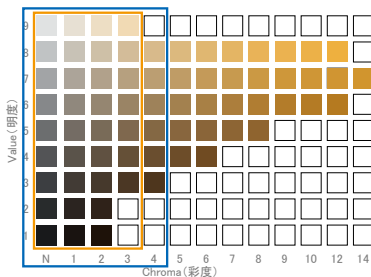
BG系の色相



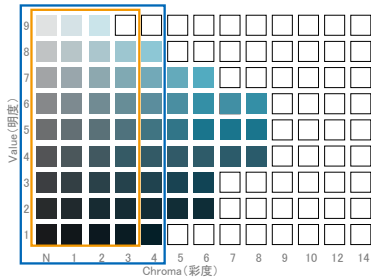
RP系の色相



5YR~5Y系の色相

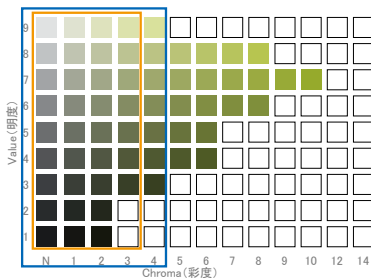


B系の色相

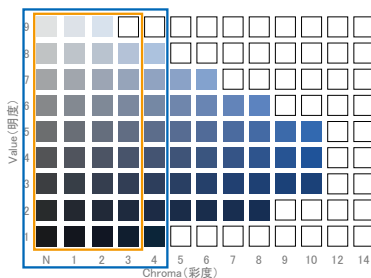


外壁色彩基準
 外壁色彩推奨値

5.1Y~GY系の色相



PB系の色相



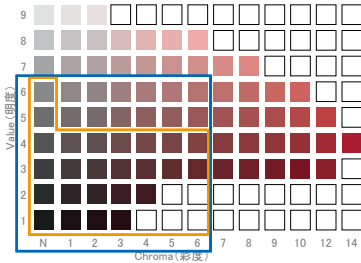
色見本提供：有限会社クリマ

- 外壁の主要な色彩は、上記の基準の枠内の色とする。アクセントとなるごく一部の色彩などについては、別途手引きにて定める。
- 木、自然石、レンガ（タイル状でないもの）、伝統的な土壁や漆喰など、自然素材を用いて、塗料で着色していないものは上記基準を適用しない。
- 印刷の状態によって色が変わるため、本ページの色見本の色でなく、マンセル値によって確認する。また色は面積が大きくなると、明るく、鮮やかに見える（色の面積効果）ため、色見本での選定には注意が必要である。

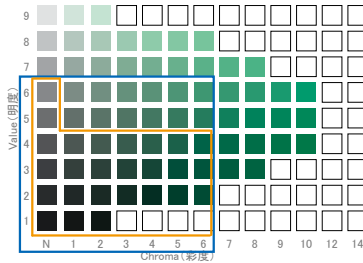
屋根の色彩基準

④町・市街地区域

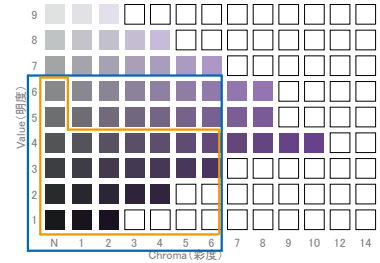
R系の色相



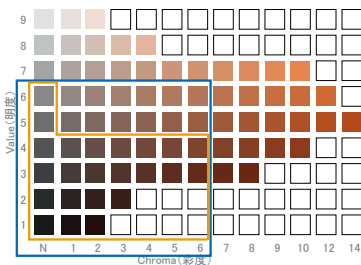
G系の色相



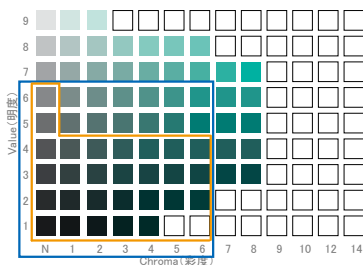
P系の色相



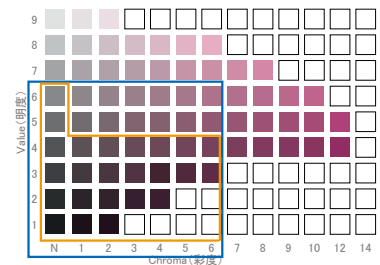
0YR~4.9YR系の色相



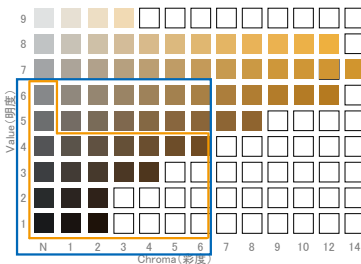
BG系の色相



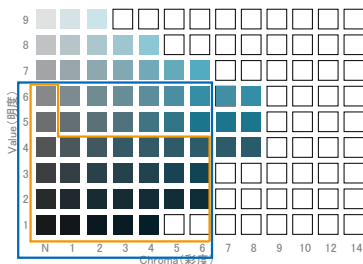
RP系の色相



5YR~5Y系の色相

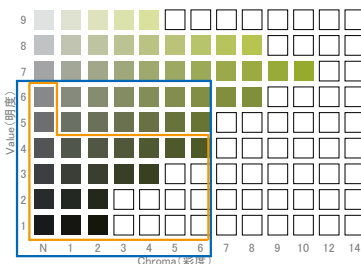


B系の色相

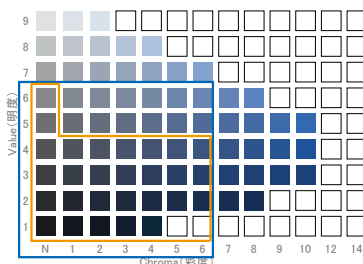


屋根色彩基準
 屋根色彩推奨値

5.1Y~GY系の色相



PB系の色相



色見本提供：有限会社クリマ

- 屋根の主要な色彩は、上記の基準の枠内の色とする。アクセントとなるごく一部の色彩などについては、別途手引きにて定める。
- 木、茅、自然石など、自然素材を用いて、塗料で着色していないものは上記基準を適用しない。
- 印刷の状態によって色が変わるため、本ページの色見本の色でなく、マンセル値によって確認する。また色は面積が大きくなると、明るく、鮮やかに見える（色の面積効果）ため、色見本での選定には注意が必要である。

⑥ サブ区域		
景観体験軸・沿道区域における景観形成基準		
⑥-1 国道153号沿道区域		
⑥-2 広域農道沿道区域		
サブ区域の考え方		サブ区域については、基本区域の基準を満たした上で、さらにサブ区域の特色を考慮した以下の事項についても配慮するものとする。
建築物及び 工作物の新 築、増築、改 築、移転又は 外観の変更	配置	沿道景観の特性にあわせて道路から適切に後退し、眺望の確保に努めること。
		地形の変化を感じられるような配置に努めること。
		地上での太陽光発電設備などは原則として設置しない。やむを得ない場合は道路からできるだけ見えないように配置等を工夫すること。
	規模	地形の変化を感じられるよう、地形に合わせて大規模な建物を分割するよう努めること。
	敷地の緑化	沿道全体で統一性、テーマ性のある植栽、花を道路際に設けるよう努めること。

⑦ サブ区域		
歴史保全区域における景観形成基準		
⑦-1 中越区域 ⑦-2 宮田宿区域 ⑦-3 田中道区域 ⑦-4 北割区域		
サブ区域の考え方		サブ区域については、基本区域の基準を満たした上で、さらにサブ区域の特色を考慮した以下の事項についても配慮するものとする。
建築物及び 工作物の新築、 増築、改築、 移転又は 外観の変更	配置	建て替える場合には原則として既存建物の配置を踏襲し、町並みの構成を保全する。
		地上での太陽光発電設備などは原則として設置しない。やむを得ない場合は道路からできるだけ見えないように配置等を工夫すること。
	規模	建て替える場合には既存建物の軒高、棟の高さを越える規模とならないよう努めること。 なお、基本区域が定める建築物最高高さの値の方が既存建物高さより低い場合は、基本区域の基準に従う。
	形態・ 意匠	屋根形状、棟の向きは集落に残る伝統的な建物に習うよう努めること。
		長屋門、蔵等の歴史的価値が高い建物はできるだけ保存する。やむをえず建て替える場合は、従前の建物の位置、規模、形態意匠を踏襲するよう努めること。
	材料	既存の伝統的な建物に使われている材料をできるだけ使うよう努めること。
	色彩等	色彩に関する基準値は、基本区域で定めるものと同じとする。推奨値として、外壁、屋根・屋上ともに彩度2以下とする。
	敷地の緑化	敷地内にある樹林・農地はできるだけ保全するよう努めること。
特定外観意匠*に関する付加基準	特定外観意匠は原則として設置しない。機能上必要な場合には色彩を、外壁、屋根・屋上に対する歴史保全サブ区域に示す基準程度に押さえること。	

注) *公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。(営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く)

● コラム

宮田村の四季と色彩基準

宮田村の景観の基調をなす田園や山の色彩は、四季折々で色相が大きく変化します。どの季節の色相にも調和する色とは、無彩色や彩度が低い色が基本となります。そのため、地域の風土の中で使われてきた伝統的な素材や色彩を手本としながら、宮田村の美しい自然を引き立てる色を景観形成基準としています。色彩についても、機械的に数値だけを当てはめるのではなく、材料や形態意匠と合わせて考え、周辺景観と一体となって、宮田村の景観の魅力を高める工夫をしていきましょう。



季節によって大きく変化する宮田村の色彩